

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：紫波町指定棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

【旧水分村地域】	水分棚田
【旧志和村地域】	志和棚田
【旧彦部村地域】	彦部棚田
【旧佐比内村地域】	佐比内棚田
【旧赤沢村地域】	赤沢棚田
【旧長岡村地域】	長岡棚田

※範囲については、別添1のとおり

2 指定棚田地域振興活動の目標

（1）棚田等の保全

【全棚田地域共通】

ア 耕作放棄の防止・削減

-令和6年度まで棚田等における荒廃農用地を0haに維持する。

イ 担い手の確保

-令和6年度までに棚田等における農用地の保全に取り組む人材を1名以上確保する。

【志和棚田（漆原集落）】

ア 生産性・付加価値の向上

-令和6年度までに防除用ドローン1台を導入し、共同で行う防除面積を30%に増加させる。

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

【全棚田地域共通】

ア 農産物の供給の促進

-産直祭り等を毎年1回以上開催し、棚田等で生産した農産物を販売・宣伝等を行う。

イ 自然環境の保全・活用

-令和6年度まで、年1回以上の農用地パトロールを行い、獣害柵（獣害罠）の点検や有害鳥獣の活動範囲を把握し、鳥獣被害の減少を図る。

ウ 良好的な景観の形成

-田について、畦畔の除草や水路の掃除等、集落の共同活動を年1回

以上取り組む。

エ 伝統文化の継承

-地域の伝統的な祭りを毎年開催し、年間1,000人以上の交流人口を確保する。

【志和棚田（漆原集落）】

ア 自然環境の保全・活用

-令和6年度までに、ネズミ・モグラによる法面浸食防止と法面美化を兼ねて、彼岸花の球根を棚田8haの法面に定植する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

【全棚田地域共通】

ア 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

-農村交流イベント等を令和6年度までに1回以上開催し、参加者との交流を行う。

イ 棚田米等を活用した六次産業化の推進

-棚田米等を利用した商品を1品以上考案し、販売する。

【志和棚田（漆原集落）】

ア 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

-棚田への説明看板の設置等により棚田巡りコースを整備するとともに、棚田巡りコースの発着点とする産直におけるレンタル自転車の貸し出しにより、産直の販売額を5%増加させる。

3 計画期間

認定の月～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

【全棚田地域共通】

ア 耕作放棄の防止・削減

-中山間地域等直接支払制度を活用して、集落で体制や日程等を調整し、共同活動により維持管理を行い、荒廃農用地の防止を図る。

イ 担い手の確保

-中山間地域等直接支払制度の集落戦略について、集落で話し合いの場を設け、今後の集落の在り方を考え、中核的リーダーを確保する。

【志和棚田（漆原集落）】

ア 生産性・付加価値の向上

-高齢化により肉体的負担が大きくなっている棚田の水稻の出穂期における害虫防除作業の軽減による耕作の継続と、共同化による作業効率向上のため防除用ドローンを購入する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

【全棚田地域共通】

ア 農産物の供給の促進

-中山間地域等直接支払制度を活用して、集落で祭り参加や準備等の体制を整え、棚田等で生産した農産物の積極的な販売・宣伝等に取り組む。

イ 自然環境の保全・活用

-中山間地域等直接支払制度を活用して、集落内で話し合いの場を設け、集落で体制を整えた上で、獣害柵（獣害罠）の点検や有害鳥獣の活動範囲を把握し、維持管理を図る。

ウ 良好的な景観の形成

-中山間地域等直接支払制度を活用して、集落で体制や日程等を調整し、共同活動により畦畔雑草除草や水路の清掃等を行い、維持管理を図る。

エ 伝統文化の継承

-祭りの継承方法について、集落で話し合いの場を設け、子供たちへの伝承・保全を図る。

【志和棚田（漆原集落）】

ア 自然環境の保全・活用

-傾斜地の水田である棚田における湛水機能の保全による生産力の確保と、階段状の法面の視覚的な連続性を活用し、土中生物の侵入防止効果があり、景観植物である彼岸花を定植する。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

【全棚田地域共通】

ア 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

-イベントの開催、周知を図る。

イ 棚田米等を活用した六次産業化の推進

-中山間地域等直接支払制度を活用して、集落で体制を整え、棚田米等を利用した商品を考案し、産直等での販売促進を図る。

【志和棚田（漆原集落）】

- ア 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - 土地改良事業区域（里地ゾーン）と里山の境界ゾーンにある棚田区域の景観鑑賞と古代の往来跡や中世期の文化資源探訪を兼ねた棚田を巡るコース整備と手軽な移動手段の提供により、コースの発着点となる産直への訪問客数の増加による、販売の増加を図る。

（2）指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（1）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

紫波町指定棚田地域振興協議会は農業者、岩手県、紫波町で構成。

※「別添5 紫波町指定棚田地域振興協議会規約の別紙のとおり」

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

なし